

八王子市農業委員会委員候補者の公募要領

1 趣旨

農業委員会等に関する法律第9条に基づき、市議会の同意を得て市長が任命する農業委員会委員（以下「農業委員」といいます。）になろうとする者を公募します。

2 公募の人数 1名

3 資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる方です。

ただし、次のいずれにも該当しないことが必要です。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 公募期間

令和6年（2024年）10月1日（火）から令和6年（2024年）10月31日（木）まで

5 応募方法

応募書に必要事項を記入し、応募する方が作成した小論文とともに市役所6階農林課へ持参ください（受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。）。

6 小論文

「八王子市における農業の課題と対応策について」をテーマにした小論文を、1, 200字以内で作成してください。

7 応募の情報の公表

提出された応募書のうち、住所及び連絡先以外の情報について、公募期間の中間及び公募期間の終了後、公表するとともに、農林課の窓口において閲覧に供します。

8 選考方法

提出された応募書及び小論文のほか、面接を実施し、これらを踏まえて選考します。

なお、面接を実施する場合、実施時期は11月中旬に行う予定です。

また、選考に当たっては、八王子市の農業の課題をよく理解し、今後の八王子市の農業の発展に資する方であるかを重視します。

9 選考結果の通知

選考の結果については、応募された方全員へ書面でお知らせします。

※ 電話等での結果に関する問い合わせにはお答えできません。

10 その他

- (1) 応募にあたり提出いただいた書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- (2) 選考の結果、候補者になられた方は、八王子市議会の同意を得て、市長が農業委員として任命します。

11 農業委員の任期

令和7年（2025年）4月13日から令和10年（2028年）4月12日まで（3年間）

12 報酬

月額48,000円（会長は73,000円、会長職務代理者は55,000円）
その他、必要に応じて費用弁償があります。

13 問い合わせ先

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話 042-620-7402（直通）
八王子市産業振興部農林課

【参考】

農業委員の主な業務

- (1) 行政委員会としての農業委員会の意思決定
具体的には、月に1回（必要に応じて複数回）開催する農業委員会総会に出席し、付議される議案について審議いただきます。
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成
- (3) 農地にかかる権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- (4) 農地転用許可に関して東京都へ具申する意見の決定
- (5) 農地利用の最適化の推進に関する施策についての意見の決定
このほか必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者等との面談などを行います。